

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 六
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 七
- 県営土地改良事業計画を変更した件 七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 七
- 福島県人事委員会 七
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 七
- 福島県内水面漁場管理委員会 七
- コイの持ち出し等について指示する件 七
- コイの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件 七
- 正 誤 七
- 令和八年一月二十三日付け号外第一号中 七

告 示

福島県告示第九十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和八年二月二十二日救急病院として認定した。

令和八年二月二十四日

名称	所在地	福島県知事	内堀 雅雄
桑野協立病院	郡山市島二丁目九番一八号	認定有効期限	令和一一年二月二一日
			(地域医療課)

福島県告示第九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年二月二十四日から同年六月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスのアオキ喜多方桜ガ丘店 福島県喜多方市東桜ガ丘二丁目二番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 - 名称 株式会社クスのアオキ
 - 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
 - 住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - 名称 株式会社クスのアオキ
 - 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
 - 住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年十月七日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百五十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 五十二台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 四十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 二十七平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 開店時刻 午前九時
- 閉店時刻 翌午前零時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌午前零時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 二か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
令和八年二月六日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年二月二十四日から同年三月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ喜久田店 福島県郡山市東原一丁目二百十九番
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第十六項の規定により、採取地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業(農地整備事業(一般型))を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和八年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年二月二十五日から
同 年三月十六日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

只見町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
(農村計画課)

福島県告示第百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和八年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
原田彰 小原ミドリ 小原筆一 上野七郎 目黒新一 目黒正義 金田ツルノ 小島一美 横山喜源太
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和八年福島県告示第二十六号)によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百

八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 菊地雄一 平野シノ 平野ハツエ 平野フジノ 平野元三郎 平野常将 平野博明
- 平野八次郎 佐藤イセコ 佐藤イセ子 星今男 星貞策 星徳美 平野タマキ 平野勝應 菊地大三郎 酒井寅雄 森フジエ 森七郎 森進 馬場恵 馬場チトセ 馬場義彦 馬場洪治 馬場四郎 馬場庄太郎 馬場正年 馬場清三 馬場太平 馬場長佐 馬場美夫 馬場友良 馬場林太郎 金谷信定 菅家一弘 菅家小八 菅家昇 菅家常彦 菅家正蔵 菅家正衛 菅家敏恵 菅家又一郎 菅家利男 菅家榮男 菅家爲安 芳賀吉雄 堀金浩蔵 河原田榮 河原田清一 河原田竹芳 菊地一作 菊地永作 菊地義廣 菊地秀美 菊地正平 菊地兵衛 菊地徳太郎 栗城四郎 酒井平吉 星勇一 馬場弘 馬場熊ヲ 馬場糸男 馬場虎芳 馬場勝芳 馬場直衛 馬場貞次 馬場哲雄 馬場寅佐 馬場福太郎 菅家キヨ子 菅家ユキ 菅家為安 菅家玉記 菅家元善 菅家清久 菅家太平 菅家典保 芳賀和祐 馬場政次

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和八年福島県告示第十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を塙町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 鈴木勝美 鴨志田一穂 安部竹儀 酒井正人 白坂庄右工門 鈴木道夫

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和八年福島県告示第二十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県人事委員会

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十四日

福島県人事委員会

委員長 千葉 悦子

福島県人事委員会規則第七号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改める。

第二十三条第三号中「括弧書」を削り、「同法第八十六条第二項に規定する」を「租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和七年十二月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則は、令和七年十二月一日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。

（総務審査課）

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

コイの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和八年二月二十四日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 亜 優

一 指示の内容
1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するコイを持ち出してはならない。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないコイであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMPP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するコイについては、適用しない。

二 指示の期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

コイの持ち出し等について指示する件（令和八年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和八年二月二十四日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

阿武隈川本流及び支流

正 誤

○令和八年一月二十三日付け号外第一号中

ページ	段	行	正
五	上	前 一〇	大字下蓬田字古寺
			字古寺
			誤